

給与支払報告書（総括表）の記入と提出についてお願い

この総括表は令和7年度に特別徴収義務者の指定を受けたことのある全事業所へ送付しています。
各項目に記入の上、期限まで提出願います。

対象となる人

■令和8年1月1日現在、七ヶ浜町内にお住まいの方（住民登録をしている方）。

従業員様の住所地を必ず確認してください（住所が違う場合、正しく課税されません）。

■退職者やアルバイト（一時的なパート）等でも給与の支払いがあれば、必ず提出してください。

提出期限

■提出期限：令和8年2月2日（期限厳守）

※早めの提出（令和8年1月23日頃までの提出）にご協力をお願いします。

提出方法について

▼ご注意ください▼

給与支払報告書の提出方法によって、特別徴収税額通知の受取方法が変わります。

詳しくは、同封のお知らせまたは地方税共同機構ホームページをご覧ください。

■紙で提出する場合は、総括表1部、給与支払報告書1部を提出してください。

■eLTAXで提出する場合は、紙の総括表および給与支払報告書の提出は不要です。

■光ディスク等で提出する場合は、総括表1部とデータを格納した光ディスクを提出してください。

なお、令和6年度から光ディスクでの税額通知（副本データ）の送付は廃止されております。データでの通知を希望する場合は、給与支払報告書を「eLTAX（エルタックス）」で提出してください。

■記入の際は、消せるボールペンなど訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

徴収方法について

総括表の提出の際には貴事業所において徴収方法を区分していただき、総括表の「15 報告人員」欄に特別徴収と普通徴収の人数をそれぞれ記入してください。

■給与所得者は原則特別徴収となります 【地方税法321条の3・4】

※パートやアルバイトのように非正規雇用者であっても、年間を通じて毎月給与の支払いを受けている方は特別徴収をしていただくことになりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

■特別徴収ができないとき

給与の支払いが不定期、または退職予定者である等の理由により特別徴収ができない場合は、「普通徴収への切替理由書」に人数をご記入の上、総括表と併せて提出してください。

また、個人別明細書の摘要欄にも切替理由もしくは略号（普A~F）を必ずご記入ください。

※切替理由書の提出がない場合や理由が明記されていない場合は、原則として特別徴収で処理させていただきますのでご容赦ください。

※尚、退職した場合はすみやかに給与所得者異動届を提出してください。1月から4月末までに退職する方の未徴収分は一括徴収することが義務付けられています。一括徴収されない場合、貴事業所の債務となる場合がありますのでご留意願います。

総括表・切替理由書・給与支払報告書（個人別明細書）の並べ方について

事業所所在地について所在地変更等があった場合など必ず、確認の上記載してください。
総括表には特別徴収対象者・普通徴収対象者の人数を必ず記入してください。

以下のとおり並べて提出してください。



給与支払報告書（個人別明細書）の記入について

令和 8 年 1 月 1 日現在、七ヶ浜町内にお住まいの方（住民登録をしている方）で、令和 7 年中に給与等の支払いを受けた方全員の給与支払報告書（個人別明細書）を提出してください。

退職者やアルバイト（一時的なパート）等でも給与の支払いがあれば、必ず提出してください。

作成方法については、一部を除き「給与所得の源泉徴収票」と共通のため、国税庁ホームページを参照してください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hotei/tebiki2025/index.htm>

お問合せ先
七ヶ浜町役場税務課 住民税係
TEL : 022-357-7452（直通）